

改正後	改正前
<p>（財産の分別管理）</p> <p>第八十七条 法第七十六条の国土交通省令で定める財産は、管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費用に充当する金銭又は有価証券とする。</p> <p>2 法第七十六条に規定する国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法</p> <p>イ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法</p> <p>ロ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金（金銭に限る。以下この条において同じ。）を保管口座に預入し、当該保管口座において預貯金として管理するとともに、マンションの区分所有者等から徴収された前項に規定する財産（金銭に限る。以下この条において同じ。）を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された前項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法</p> <p>ハ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納・保管口座に預入し、当該収納・保管口座において預貯金として管理</p>	<p>（財産の分別管理）</p> <p>第八十七条 法第七十六条の国土交通省令で定める財産は、管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費用に充当するものとする。</p> <p>2 法第七十六条に規定する国土交通省令で定める方法は、修繕積立金等が金銭の場合にあつては、修繕積立金等金銭を、マンション管理業者が受託契約を締結した管理組合又はその管理者等（以下この条において「管理組合等」という。）を名義人とする口座において預貯金として管理する方法とし、修繕積立金等が有価証券の場合にあつては、金融機関又は証券会社に、当該有価証券（以下この条において「受託有価証券」という。）の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法とする。</p>

## する方法

二 修繕積立金等有価証券である場合 金融機関又は証券会社に、当該有価証券（以下この号において「受託有価証券」という。）の保管場所を自己の固有財産及び他の管理組合の財産である有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該受託有価証券が受託契約を締結した管理組合の有価証券であることを判別できる状態で管理させる方法

3 | マンション管理業者は、前項第一号イ又はロに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあつては、マンションの区分所有者等から徴収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産がマンションの区分所有者等からマンション管理業者が受託契約を締結した管理組合若しくはその管理者等（以下この条において「管理組合等」という。）を名義人とする収納口座に直接預入される場合又はマンション管理業者若しくはマンション管理業者から委託を受けた者がマンションの区分所有者等から修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産を徴収しない場合

二 マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理しない場合

4 | マンション管理業者は、第二項第一号イからハまでに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあつては、保管口座又は収納・保管口座に係る管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理してはならない。ただし、管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

3 | マンション管理業者が保証契約を締結した場合において、当該マンション管理業者が、収納代行方式（マンション管理業者が、管理組合から委託を受けてマンションの区分所有者等から徴収した修繕積立金等金銭を当該マンション管理業者を名義人とする口座に預入し、当該口座から払出した金銭により管理事務を行うこととする当該修繕積立金等金銭の管理方法という。）により修繕積立金等金銭を管理するときは、マンション管理業者がマンションの区分所有者等から当該修繕積立金等を徴収してから一月以内に、当該一月以内の期間に管理事務に要した費用を当該修繕積立金等金銭から控除した残額を、管理組合等を名義人とする口座に移し換えるときに限り、前項の規定は適用しない。

4 | マンション管理業者は、修繕積立金等金銭を管理する場合において、当該修繕積立金等金銭を管理するための管理組合等を名義人とする預貯金通帳と当該預貯金通帳に係る管理組合等の印鑑を同時に管理してはならない。ただし、管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り、当該管理組合の預貯金通帳と当該預貯金通帳に係る印鑑を同時に保管する場合は、この限りでない。

5 マンション管理業者は、毎月、管理事務の委託を受けた管理組合のその月（以下この項において「対象月」という。）における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成し、翌月末日までに、当該書面を当該管理組合の管理者等に交付しなければならない。この場合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないときは、当該書面の交付に代えて、対象月の属する当該管理組合の事業年度の終了の日から二月を経過する日までの間、当該書面をその事務所ごとに備え置き、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の求めに応じ、当該マンション管理業者の業務時間内において、これを閲覧させなければならない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 収納口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産を預入し、一時的に預貯金として管理するための口座をいう。

二 保管口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金を預入し、又は修繕積立金等金銭若しくは第一項に規定する財産の残額（第二項第一号イ若しくはロに規定するものをいう。）を収納口座から移し換え、これらを預貯金として管理するための口座であつて、管理組合等を名義人とするものをいう。

三 収納・保管口座 マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を預入し、預貯金として管理するための口座であつて、管理組合等を名義人とするものをいう。

（管理事務の報告）

第八十八条 マンション管理業者は、法第七十七条第一項の規定により管理

5 マンション管理業者が保証契約を締結した場合において、当該マンション管理業者が、支払一任代行方式（管理組合等がマンションの区分所有者等から徴収した修繕積立金等金銭を管理組合等を名義人とする口座に預入し、マンション管理業者が管理組合から委託を受けて当該口座から払出した金銭により管理事務を行うこととする当該修繕積立金等金銭の管理方式をいう。）により当該修繕積立金等金銭を管理するときは、管理組合等がマンションの区分所有者等から当該修繕積立金等を徴収してから一月以内に、このうち修繕積立金を、当該管理組合等を名義人とする修繕積立金を管理するための別の口座に移し換えるときに限り、前項の規定は適用しない。

6 マンション管理業者は、受託有価証券を管理する場合にあつては、受託有価証券の預り証を保管してはならない。ただし、管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

（管理事務の報告）

第八十八条 マンション管理業者は、法第七十七条第一項の規定により管理

事務に関する報告を行うときは、管理事務を委託した管理組合の事業年度終了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係るマンションの管理の状況について次に掲げる事項を記載した管理事務報告書を作成し、管理業務主任者をして、これを管理者等に交付して説明をさせなければならない。

一～三 (略)

第八十九条 マンション管理業者は、法第七十七条第二項の規定により管理事務に関する報告を行うときは、管理事務を委託した管理組合の事業年度の終了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係るマンションの管理の状況について前条各号に掲げる事項を記載した管理事務報告書を作成し、法第七十七条第二項に規定する説明会を開催し、管理業務主任者をして、これを当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に交付して説明をさせなければならない。

2・3 (略)

別記様式第二号 (第二十二条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">写真</div>	
上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第22条第1項の規定により立入検査を受けることができる者であることを証する。	
国土交通大臣 (印)	

6cm

8.5cm

事務に関する報告を行うときは、管理事務を委託した管理組合の事業年度終了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係るマンションの管理の状況について次に掲げる事項を記載した管理事務報告書を作成し、これを管理者等に交付しなければならない。

一～三 (略)

第八十九条 マンション管理業者は、法第七十七条第二項の規定により管理事務に関する報告を行うときは、管理事務を委託した管理組合の事業年度の終了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係るマンションの管理の状況について前条各号に掲げる事項を記載した管理事務報告書を作成し、法第七十七条第二項に規定する説明会を開催し、管理業務主任者をして、これを当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に交付させなければならない。

2・3 (略)

別記様式第二号 (第二十二条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">写真</div>	
上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第22条第1項の規定により立入検査を受けることができる者であることを証する。	
国土交通大臣 (印)	

6cm

8.5cm

(罫画 留)

別記様式第九号 (第四十条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部署名	職 名	氏 名	年 月 日生
写真					
国土交通大臣					

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第38条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができる者を証する。

国土交通大臣 (印)

8.5cm

9cm

(罫画 留)

別記様式第十号の四 (第四十二条の十六関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部署名	職 名	氏 名	年 月 日生
写真					
国土交通大臣					

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者を証する。

国土交通大臣 (印)

8.5cm

9cm

(罫画 留)

(罫画 留)

別記様式第九号 (第四十条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部署名	職 名	氏 名	年 月 日生
写真					
国土交通大臣					

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第38条において準用する第22条第1項の規定により立入検査をすることができる者を証する。

国土交通大臣 (印)

8.5cm

9cm

(罫画 留)

別記様式第十号の四 (第四十二条の十六関係)

(表 面)

第 号	平成 年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部署名	職 名	氏 名	年 月 日生
写真					
国土交通大臣					

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者を証する。

国土交通大臣 (印)

8.5cm

9cm

(罫画 留)

別記様式第十六号 (第六十七条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	
印	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用する同法第2条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

8.5cm

(裏 面)

別記様式第二十三号の四 (第七十五条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	
印	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の1第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

8.5cm

(裏 面)

別記様式第十六号 (第六十七条関係)

(表 面)

第 号	平成 年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	
印	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用する同法第2条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

8.5cm

(裏 面)

別記様式第二十三号の四 (第七十五条関係)

(表 面)

第 号	平成 年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	
印	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の1第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

8.5cm

(裏 面)

別記様式第二十六号 (第八十一条関係)

標 識

登録番号		国土交通大臣 ( ) 第 号	
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
商号、名称又は氏名			
代表者氏名			
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名			
主たる事務所の所在地			
電話番号 ( )			

30cm以上

35cm以上

別記様式第二十八号 (第九十二条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部課名	職 名	氏 名	年 月 日生
		写真			
上記の者は、ペンションの管理の適正化の推進に関する法律第86条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。					
国土交通大臣 (印) 地方整備局長 (北海道開発局長)					

8.5cm

(裏面 留)

別記様式第二十六号 (第八十一条関係)

標 識

登録番号		国土交通大臣 ( ) 第 号	
登録年月日	年 月 日		
商号、名称又は氏名			
代表者氏名			
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名			
主たる事務所の所在地			
電話番号 ( )			

30cm以上

35cm以上

別記様式第二十八号 (第九十二条関係)

(表 面)

第 号	平成 年 月 日 (有効期間1カ年)	所属局部課名	職 名	氏 名	年 月 日生
		写真			
上記の者は、ペンションの管理の適正化の推進に関する法律第86条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。					
国土交通大臣 (印) 地方整備局長 (北海道開発局長)					

8.5cm

(裏面 留)

別記様式第三十号 (第九十六条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
写真	
国土交通大臣	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第94条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができることを証する。

8.5cm

8.5cm

(裏面 留)

別記様式第三十二号 (第百条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
写真	
国土交通大臣	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第102条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができることを証する。

8.5cm

8.5cm

(裏面 留)

別記様式第三十号 (第九十六条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第94条において準用する第22条第1項の規定により立入検査をすることができることを証する。

8.5cm

8.5cm

(裏面 留)

別記様式第三十二号 (第百条関係)

(表 面)

第 号	平成 年 月 日 (有効期間1カ年)
所属局部課名	
職 名	氏 名
年 月 日生	
国土交通大臣	

上記の者は、パソコンの管理の適正化の推進に関する法律第102条において準用する同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができることを証する。

8.5cm

8.5cm

(裏面 留)

○国土交通省の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）（附則第五条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三条及び第四条関係） （略）		別表第一（第三条及び第四条関係） （略）	
国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	第二十八条	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	第二十八条
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）	第三十五条第二項	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	第三十五条第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係） （略）		別表第二（第五条及び第六条関係） （略）	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十条並びに第九十一条第一項及び第三項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十条並びに第九十一条第一項及び第三項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則	第四条、第五条第一項、第六条、第七
マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則	第四条、第五条第一項、第六条、第七	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則	第四条、第五条第一項、第六条、第七

関する法律施行規則（平成十四年 国土交通省令第百十六号）		条第一項及び第八条第一項（これらの 規定を第二十五条において準用する場 合を含む。）、第十一条第一項、第十 二条第一項並びに第三十三条第一項及 び第三項	
(略)		(略)	
別表第三（第八条及び第九条関係）			
(略)		(略)	
鉄道事業法施行規則		第二十四条の十第二項	
マンションの管理の適正化の推進 に関する法律施行規則		第八十七条第五項	
別表第四（第十条及び第十一条関係）			
(略)		(略)	
鉄道事業法施行規則		第二十四条の十第二項	
マンションの管理の適正化の推進 に関する法律施行規則		第八十七条第五項	
別表第三（第八条及び第九条関係）			
(略)		(略)	
鉄道事業法施行規則		第二十四条の十第二項	
マンションの管理の適正化の推進 に関する法律施行規則		第八十七条第五項	
別表第四（第十条及び第十一条関係）			
(略)		(略)	
鉄道事業法施行規則		第二十四条の十第二項	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。ただし、別記様式第二号表面、別記様式第九号表面、別記様式第十号の四表面、別記様式第十六号表面、別記様式第二十三号の四表面、別記様式第二十六号、別記様式第二十八号表面、別記様式第三十号表面及び別記様式第三十二号表面の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約でこの省令の施行前に締結されたものに基づき行う管理事務については、この省令による

改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の規定にかかわらず、その契約期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第十六号、別記様式第二十三号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書は、それぞれ新規則別記様式第二号、別記様式第九号、別記様式第十号の四、別記様式第十六号、別記様式第二十三号の四、別記様式第二十八号、別記様式第三十号及び別記様式第三十二号による証明書とみなす。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にマンション管理業者が掲げている旧規則別記様式第二十六号による標識は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、新規則別記様式第二十六号による標識とみなす。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 （略）